井垣　政義　井口　廣憲　岡田　政勝
斉藤　一雄　酒井　芳男
（警視庁警部）
座間　良人　中村　肇　佐藤　一美
深代　忠　三島　務　花岡　一種　宮木　茂
門間　文伍
従六位に叙する（各通）
泉　武光　今西　四郎　大石　昌平
木村　勝　小田　勲　新田　孜
正七位に叙する（各通）
笠松　紀和　高力　信夫
笹岡　二郎　澤　鑛
従七位に叙する（各通）（以上1月十九日）
（大阪教育大学名誉教授）　松山　安雄
正四位に叙する
大場　時也　田中　毅
従五位に叙する（各通）
井上理一郎　大高忠太郎
清水　静男　矢野　欣二
正六位に叙する（各通）
井畑　祐輔　岡本　幸彦　小澤　陽
木村　政彦　小嶋　登　鈴木　守
高林　繁　藤原　常之　辺見　稔
丸山　正夫　南　和男
従六位に叙する（各通）
加藤　弘　木村　修　齋藤　榮
坂口　牧義　関根幸次郎　高島　義雄
森田七生人
正七位に叙する（各通）（以上1月二十日）
（宇都宮大学名誉教授）正七位　増田　秀行
森下　寛
従四位に叙する（各通）
金山　賢介
正五位に叙する
正八位
従五位に叙する（以上1月二十1日）
宮原　善夫
正六位に叙する
有賀　一義
従六位に叙する（各通）（以上1月二十二日）
都筑　嶋次　谷下田　博
青木　昭二
正五位に叙する（1月二十三日）
平林　悟郎
正五位に叙する（1月二十四日）

○叙勲

旭日双光章を授ける
伊藤　岸男　木下　瀞　鈴木　武雄
廣野四郎右ヰ門
松下　通
旭日単光章を授ける（各通）（以上1月十七日）
八山　祐三
旭日双光章を授ける
大庭　隆昭　吉川　爲雄
旭日単光章を授ける（各通）（以上1月十八日）
會田　邦夫　深代　忠
旭日双光章を授ける（各通）
高橋　仁
旭日単光章を授ける（以上1月十九日）
有賀　一義
旭日小綬章を授ける（1月二十二日）
佐藤　守男　高山　裕幸
瑞宝小綬章を授ける（各通）
岡安　光夫　勝間田　貢　佐々木　登
諏訪　豊一　高島　亨　高橋　良夫
中村　繁美　畑中　壽雄　星野　末吉
松村　治人　円山　富男　山本　和昭
瑞宝双光章を授ける（各通）
池山　郁三　石田　恒雄　杉本　雅夫
西村　榮弐　二田　二生　日和　正義
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上1月十七日）
（京都大学名誉教授）　安陪　稔
瑞宝中綬章を授ける
小林　正
瑞宝小綬章を授ける
安部　和孝　石井　一郎
上野　昤一　加賀美益晴　岩崎　亨
新堀　求　鈴木　郁男　今野　由夫
田口　利幸　田菜　義徳　瀬戸山正治
橋本　定夫　宮越　春美　夏秋　常次
瑞宝双光章を授ける（各通）
東屋敷安秀　生方　明夫　渡邊　吉松
北原　和巳　久米　忠志　大西　克信
金　吉六　代田　全　黒澤　弘
吉岡　官　瀬川　靖夫
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上1月十八日）
（鹿児島大学名誉教授）　笠原　泰夫
瑞宝中綬章を授ける
仲條　和夫　山枡俊太郎
瑞宝小綬章を授ける（各通）
遠藤　茂秀　大石　昌平
橋詰　壽則　平野　一郎
三島　務　山崎　喜孝
瑞宝双光章を授ける（各通）
木多　次郎　高力　信夫　小田　勲
斉藤　一雄　笹岡　二郎
（警視庁警部）
佐藤　一美
澤　鑛
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上1月十九日）
井上理一郎　岡本　幸彦
小澤　陽　小嶋　登
木村　政彦
清水　静男　鈴木　守　南　和男
矢野　欣二
瑞宝双光章を授ける（各通）
齋藤　榮　森田七生人
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上1月二十日）
宮原　善夫
瑞宝双光章を授ける（1月二十1日）

皇室事項

御祝電

天皇皇后両陛下は、二月二十一日ノルウェー国王陛下の御誕生日につき、同月十八日御祝電を発せられた。

官庁報告

労　働

争議行為の通知の公表について

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の4第1項の規定に基づき、エアーニッポン株式会社の全職場（北海道、宮城県、秋田県、山形県、福島県、千葉県、東京都、新潟県、富山県、石川県、静岡県、愛知県、大阪府、兵庫県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第4項の規定に基づき公表する。

平成23年2月23日

厚生労働大臣　細川　律夫

公　告

諸事項

工場財団

静岡県賀茂郡東伊豆町奈良本1530番地8 **ＣＥＦ伊豆熱川ウインドファーム株式会社**の工場財団に静岡県賀茂郡東伊豆町奈良本字青ガ平1524番2他ＣＥＦ伊豆熱川ウインドファーム株式会社伊豆熱川工場の機械器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成23年2月23日

静岡地方法務局下田支局

外国為替及び外国貿易法第55条の3第3項の届出に関する公告

外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）第55条の3第3項の規定に基づき、同項に規定する届出者から自己の資本取引の相手方となる者の報告を要しないこととしたい旨の届出があったので、外国為替の取引等の報告に関する省令（平成10年大蔵省令第29号）第6条第2項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成23年2月23日

財務大臣　野田　佳彦

届出受理年月日 届出受理番号	平成23年1月26日 ＵＤ第2号
届出者の氏名又は名称 住所又は所在地	三井物産フィナンシャルサービス株式会社 東京都千代田区大手町1－8－1
相手方の報告を要しないこととしたい資本取引の種類	外国為替及び外国貿易法第55条の3第1項第4号に掲げる資本取引
資本取引の相手方の報告を要しないこととしたい期間の開始年月日	平成23年2月28日